

令和二年一月三十日提出
質問 第二六号

政府チャーター機の利用に係る費用の負担に関する質問主意書

提出者 山内 康一

政府チャーター機の利用に係る費用の負担に関する質問主意書

昨年末、中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスは、感染が中国全土から我が国などの諸外国にも拡大しており、その影響は世界的な広がりを見せている。

こうした事態を受けて、政府は、チャーター機を運航し、湖北省に在留する邦人の帰国支援を行っているが、同機の利用に当たって利用者が負担する費用について、以下質問する。

一 今般の政府チャーター機の利用については、利用者から約八万円を徴収すると報じられている。

当該料金は、外務省の内規である「緊急事態時における在外邦人等輸送のための政府チャーター機利用者よりの搭乗費用の徴収規程」に従い、「国際航空運送協会（IATA）が定める正規片道エコノミークラス料金であると解してよろしいか。

二 海外において生命又は身体の危険にさらされている邦人を保護するための航空費（事務の遂行に当たって政府が要する経費を除く。）について、政府ではなく、当該邦人が負担することとするのは何故か。その考え方を示されたい。また、これについて定める規定があれば示されたい。

三 海外において生命又は身体の危険にさらされている邦人を保護するための航空費（事務の遂行に当たつ

て政府が要する経費を除く。) に関し、政府がこれを負担した例、当該邦人がこれを負担した例、それぞれについて主な事例を示されたい。

四 今般の事態をめぐっては、我が国だけではなく、米国やフランスなども自国民の帰国を支援することが報じられている。

海外在留の自国民の帰国支援について、航空費等の費用を本人が負担することとしている国として、現時点で政府が把握している国を挙げ、当該国の制度(法定の有無を問わない。)の概略を説明されたい。また、航空費等の費用を政府が負担することとしている国として、現時点で政府が把握している国を挙げ、当該国の制度(法定の有無を問わない。)の概略を説明されたい。

五 海外において生命又は身体の危険にさらされている邦人を保護するための航空費(事務の遂行に当たって政府が要する経費を除く。)を当該邦人が負担することの妥当性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。